

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）募集事業紹介動画作成業務委託 仕様書

1 委託業務名 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）募集事業紹介動画作成業務

2 委託期間 契約締結日から令和7年6月30日（月）まで

3 目的

「企業版ふるさと納税」の寄附募集事業については、各部局の一押し事業、全44事業の紹介動画を作成しYouTube『埼玉県公式チャンネル（サイタマどうが）』で公開するなど、寄附検討企業への働きかけの一助としている。

本件は、令和6年度作成動画への必要な更新と第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等による新規動画の作成を通じて、各募集事業の魅力をPRすることにより、本県への寄附意欲を喚起することを目的とする。

4 本仕様書の取扱い

本仕様書は、企画提案用であり、企画提案競争後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

5 用途

- (1) YouTube上での配信、埼玉県ホームページでの掲載
- (2) その他、「企業版ふるさと納税」のPR活動として埼玉県が必要と認めた場での放映又は配信

6 委託業務の内容

紹介動画の更新及び作成に必要な業務及び付随する業務一式

(1) 作成方針

ア 背景

- ・人口減少・超少子高齢社会の進行などに伴い、県財政がかつてない程厳しい状況を迎えることが予想される中、本県では「企業版ふるさと納税」を通じた外部資金の獲得の拡大により民間活力の最大限の活用を図り、寄附対象事業の充実による県民サービス向上と地方創生の推進を目指している。
- ・多くの地方公共団体が「企業版ふるさと納税」を活用した寄附受入拡大に取り組む中、本県の令和5年度寄附実績は46道府県中30位（寄附金額ベース）に留まっている。

イ 方向性

「企業版ふるさと納税」を活用した寄附を検討する県外企業が、本県の地方創生に資する事業に関する関心が深まり、寄附してみようと感じる内容であること。

ウ 本業務のターゲット

県外に本社を有し、「企業版ふるさと納税」を活用した寄附を検討する企業

(2) 動画内容、作成本数及び再生時間

ア 動画内容 寄附募集事業の紹介に関する動画

イ 更新及び作成本数

(ア) 更新 既存44本のうち更新が必要な本数

(イ) 作成 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に伴い必要な本数

※以上により、全体で50本程度のラインアップとなることを想定。なお、更新及び作成の具体的本数は別途協議により決定する。

ウ 再生時間 1本当たり60秒程度

(3) 作成動画及び撮影の条件

ア 原則として本県職員が出演し事業内容を紹介する構成を基本とすること。

イ 撮影前に絵コンテを作成し、テロップのフォント等を含め、県と事前に動画の構成について調整すること。なお、絵コンテは、動画全体で統一感があり、見るものにわかりやすく魅力が伝わるものであること。

ウ 事業内容を紹介する原稿は、イに基づき、県が作成するものとする。

エ 寄附募集事業を所管する各課との調整は、原則として委託者が行う。

オ 撮影場所は、埼玉県庁又はその周辺とし、事前に委託者と協議して決定する。

カ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップ、動画タイトルの付加などの編集作業を行うこと。

キ 音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。

ク 県が所有する動画素材の使用等も可とするが、使用する場合は県と協議を行うこと。ただし、県の指示による場合は、その動画素材を使用すること。

ケ 各動画のサムネイル画像を作成すること。

コ 動画作成全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。また、動画作成全般には、絵コンテ作成、収録、ナレーション・テロップの付与、CG、BGM、編集等のほか、作成物の納品までの一切を含むものとする。

サ 動画のファイル形式は以下のとおりで、YouTubeに掲載可能なものとする。

データ形式	MPEG4 AVC 形式 (.mp4)、又は WMV (WindowsMediaVideo9) 形式 (Advanced Profile を除く) (.wmv)
サイズ	16:9 (アスペクト比) 横 1920 ピクセル×縦 1080 ピクセル、又は横 1280 ピクセル×縦 720 ピクセル
データサイズ	秒数×1MB 前後

ビットレート	8M bps CBR（音声：128～256kbps）
音声	ステレオ対応

(4) 校正

動画案作成後の校正（編集の修正）は2回以内とする。

(5) 成果品

ア 作成した動画は、上記のファイル形式でDVDに保存し、正副2枚を納品する。

イ このDVDには、更新及び作成動画のほか、当該動画を構成する素材データ等（動画データ、イラスト、写真、タイトル文字等）を可能な限り最小単位でカテゴリ別に保存すること。また、動画作成に用いた、絵コンテ、シナリオについても保存すること。

ウ 納品するDVDが1枚のDVDに保存できない場合は、県と協議により決定する。

(6) その他

ア 県への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。また、適宜打合せ記録を作成し県の確認を受けること。

イ 動画の使用期限及び編集制限を定めないこと。

ウ YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

エ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

(7) 成果品に関する権利の帰属

ア 本県受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。

イ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

ウ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(8) 委託業務実施にあたっての留意事項

ア 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する。

イ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

エ 委託契約の締結又は履行に当たり、受託者にこの仕様書に定める事項又はこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

オ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

カ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

キ 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ク 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。